

京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第39号

目次

設立 20 周年を迎えて

伊藤 孝夫…………… 2

京都大学大学文書館における「コロナ禍」への対応

西山 伸…………… 4

変革期における総長式辞

川口 朋子…………… 6

敗戦直後の三高一転入生と転科生一

西山 伸…………… 8

日誌…………… 11

人の動き…………… 11

京都帝国大学と第三高等学校の感染症対策

橋本 陽…………… 12



京大会館（1978 年）



京都大学大学文書館（現在）

京大会館は、京都大学創立 70 周年を記念し、大学関係者施設として 1978 年に建設された。2010 年の閉館以後、補修工事を経て、2011 年に当館が利用を開始した（関連記事 2～3 頁）。

設立 20 周年を迎えて

京都大学大学文書館長 伊藤 孝夫

京都大学大学文書館は今年、設立 20 周年を迎えました。ここで簡単にその歩みを振り返り、さらに将来へ向けて若干の展望を記しておきたいと思います。

文書館設置の出発点の 1 つは、1997 年の京大創立 100 周年事業・『京都大学百年史』編集に際して、収集された史料の保存・継続的利用が必要となった、ということでしたが、併せて、日本社会ではその当時になってようやくその枢要性が認知され始めていた公文書管理体制整備の必要が、京大関係者間ではいち早く、また幅広く理解されることによって推進力を与えられました。その後 2009 年の公文書管理法制定により、国立大学法人においても法人文書の適切な管理がその責務と明記されることとなり、またこの法律によって京都大学大学文書館は、歴史資料として重要な公文書等の移管を受ける「国立公文書館等」の 1 つとしての指定を受けることになりました。



創設当初の閲覧室、時計台記念館内にあった

た。現時点で、同法によるこの指定を受けている国立大学法人の施設は 12 箇所です（北海道・東北・筑波・東京・東京外大・東工大・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・九州）。しかしこれらの中で、最も早く本格的なアーカイブズ機能を備えて活動を開始していたのが、我が京都大学大学文書館であったといって過言ではありません。

このように先進的な施設がいち早く発足できたのは、先に記したように、京大関係者間に深い理解と見識が共有されていたことによりますが、その際あえて「幅広く」とも言い添えておいたのは、その理解が教員間だけにとどまらず、職員の方々にしっかりと受け止められていたことが特筆されるべきだと考えるからです。とりわけ文書館発足にあたっては、事務局総務部の全面的な努力に負うところが大きでした。最近、加藤諭氏による『大学アーカイブズの成立と展開』（吉川弘文館、2019）という重厚な研究書が公刊され、その 1 章が「京都大学大学文書館設置構想の特質とその経緯」の検討にあてられています、その記述中では正当にも、この事務の方々の努力に多くの照明が当てられています。とくに同書中では、当時の総務部総務課職員の方へのヒアリング資料も活用されており、同書

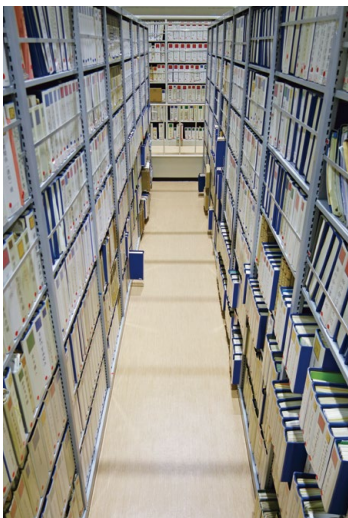
を手にとって、「京大職員の方々も、こうして歴史上の人物になられたのだなあ！」と感慨無量、というところでした。事務職員の方々と密接な協働は、その後の文書館の活動でも一貫して鍵となっています。

文書管理以外の文書館のもう1つの重要な機能が、保存・整理した文書をも活用し、大学史をはじめとする先端的な研究を遂行する、ということにあります。そしてこの面でも文書館は多大な成果を挙げてきました。とくにこの間、文書館に助教（助手）として勤務し、巣立っていった若手研究者たちはいずれも続々と著作も発表し、それぞれ学界の最前線で活躍してくれています。

最後に文書館の今後に関して展望を記しておきましょう。文書の受入・保存は、京都大学が存続する限り継続するわけですから、選別・廃棄作業を重ねても最終的には収蔵スペースの拡張が不可避です。創設当初は、閲覧室等を時計台記念館内に置き、吉田南構内の近衛館・楽友会館の一部等を書庫として利用

させてもらっていましたが、2012年に閲覧室・事務室さらに書庫全体を、旧・京大会館を改装した現在の建物に移動することになりました。

他大学の文書館に比べると、スペース確保の点でまずまず恵まれた状況にある（あった）ことを否定はしませんが、今後の拡張の必要はもう差し迫った課題になっています。関係各位に広くご理解・ご協力をお願いしたいところです。また、学内の情報伝達・意思決定が主として情報端末を介して行われるようになって、もはや久しいといつてよい段階にあります。紙媒体を中心とする伝統的な資料管理の方法論に対し、デジタル記録の適切な管理はいかにあるべきか、現時点ではなお検討中というのが実情であって、これも喫緊の課題として取り組んでいかなければなりません。さらに、これまで構築してきた文書館運営のノウハウを、次世代の担当者たちにどのように伝達していくことができるかということも重要な課題になっているところです。



現在の書庫、すでに空いたスペースが少なくなっている



毎年、大量の廃棄文書がトラックに積み込まれ処分される

京都大学大学文書館における「コロナ禍」への対応

京都大学大学文書館教授 西山 伸

2020年、新型コロナウイルスの感染拡大が社会に巨大な影響を与えたことは今さら言うまでもない。京都大学大学文書館（以下、「当館」と表記）も、4月以降これまで想像すらしていなかった対応を余儀なくされるに至った。本稿では、そうした当館の対応についてまとめてみた。ただし、「コロナ禍」は現在も続いており、本稿は9月末日までの対応についての記述であることを予めお断りしておく。

4月7日、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が東京都・大阪府など7都府県に発令された。このような感染拡大の状況を踏まえ、京都大学は4月14日の教育研究評議会において「新型コロナウイルス感染防止に伴う活動制限のガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記）における対応レベルをレベル2に引き上げることを決定した。レベル2の主な内容は次のとおりである。

・授業活動等

対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。

・課外活動

すべての課外活動を自粛する。

・学会会議の実施

感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オンライン参加を推奨する。

・職員の勤怠

執務室における人の密度を抑制するた

め、必要な業務の見直しを行いつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。

・研究活動

感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、可能な限り研究室における研究作業時間を削減し、可能な作業は自宅で行うように努める。

当館ではこれに基づき、15日午後1時より閲覧室および歴史展示室を閉室した。また、在宅勤務を希望する職員にはそれに応ずる措置をとった（当館では希望者はなかった）。

さらに、16日には全国に緊急事態宣言が拡大され、その中でも京都府を含む13都道府県については、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして「特定警戒都道府県」と位置づけられた。

京都府は府内全域に外出自粛、イベント開催自粛、施設の使用制限の要請を行い、これを受けて京都大学も翌17日（金）、ガイドラインにおける対応レベルをレベル3に引き上げることを各部局長に通知した。レベル3では、職員の勤怠について「運営上必要な業務を絞り、執務の体制を分割し、出勤と在宅勤務を交代で実施する」とされていて、この方針に従い当館でも4月20日（月）から在宅勤務を導入した。

具体的な勤務態勢は次頁の表のとおりで、教員は週2～3日、週5日勤務の事務補佐員は週2日、週3日勤務の事務補佐員は週1日の出勤に限定した。また、これ以外の週1～2回勤務の事務補佐員・オフィスアシスタ

ト（大学院生で勤務している者）5名については、すべて在宅勤務とした。在宅勤務の内容は、①大学文書館所蔵資料検索システムにおける誤記入のチェック、②大学文書館教員履歴データベースにおける誤記入のチェック、③特定歴史公文書等の個人情報マスキング（データ上）、④特定歴史公文書等の件名目録の作成、の四種類の作業を分担して行い、一日終了ごとに助教に進捗状況を報告することとした。

こうした勤務形態が約1カ月続いた後、5月21日に京都府の緊急事態宣言が解除され、それとともに京都大学では翌22日（金）ガイドラインにおける対応レベルがレベル2に引き下げられた。当館はこれを受け25日（月）に在宅勤務態勢を解除、閲覧室については引き続き休室としたが、写しの交付業務は行うようにした。

その後、5月28日には京都府より府内各大学に出されていた施設の利用制限要請が解除され、京都大学も感染拡大防止マニュアル作成と段階的な活動制限の緩和についての検討を開始した。当館においても内部で検討を重ね、閲覧室は6月22日より再開した。その際以下の注意事項を作成しHP上などで閲覧希望者への周知を行った。

- ・ 閲覧は1名限定、1週間前までの事前予

約制

- ・ 来館にあたってのマスク着用、手指消毒
- ・ 一定時間ごとの室内換気
- ・ マスク未着用者・新型コロナウイルス感染あるいは感染者との濃厚接触が疑われる者の来館禁止

一方歴史展示室については、受付カウンターにアクリル板を設置するなどの措置を行い、7月7日より再開した。その際、マスク着用、手指消毒、会話・発声の制限、来場者相互の間隔確保、入場者数の制限（10名以上の団体は入場前に受付に申し出）といった注意事項を来場者に周知することとした。

このように現在は、閲覧および展示観覧に一定の条件は付しつつも、職員の勤務形態も含めて当館は「コロナ禍」以前の状況に戻っている。現物の資料を前に業務を遂行する当館にとって、在宅勤務は本来の姿でないことはもちろんであるが、幸いその期間が比較的短く済んだため大きな問題が生じることはなかった。しかし、このような状況下において、ある意味文書館も存在価値が問われており、デジタル化の推進をはじめとした業務の再検討を今後行っていく必要があると考えられる。

	教 員			再雇用職員	事務補佐員	
	西山	元	橋本	中山	日高	竹内
月曜日	9～12	9～17	在宅	原則出勤	9～16	在宅
火曜日	在宅	在宅	9～17		在宅	
水曜日	9～17	在宅	在宅		在宅	9～17
木曜日	在宅	9～17			在宅	
金曜日	9～12		9～17		9～16	在宅

斜線は従前より非出勤日。

変革期における総長式辞

京都大学大学文書館助教 川口 朋子

入学式や卒業式などで総長が読み上げる式辞には、当時の京大をとりまく社会状況や大学が抱える課題、総長の学問観や時代観、学生への期待などが伺えて興味深い。

1991年の大学設置基準の大綱化を大きな起点として国立大学は本格的な大学改革の実施へ舵を切ることになる。この変革期に総長の式辞はどのような様相を呈していたのだろうか。1980年代後半から国立大学法人化に至るまでの約二十年間について、三名の総長の式辞を見てみたい。

1. 西島安則総長

(在任期間 1985年12月16日～1991年12月15日)

「諸君がこれから入って行く社会、これは今、何か大きな変換期にきていると言われております。(中略)「専門」という言葉の意味が、ずいぶん変わりつつあるように見えます。」と述べたのは1985年度卒業式の式辞であった。大学紛争以降、京大では一般教育のあり方を見直す全学的な議論の中で教養部改革の動きが本格化しており、文部省では臨時教育審議会が設置され高等教育改革の審議が始まっていた。

式辞からは、大学を取り巻く環境の変容を総長が強く意識している様子が伺える。より綿密な探求を求めて細分化、専門化してきた学問の将来について、「また一方で、専門分野の結合をとおして新しい地平が拓けつつある」(1986年度修士学位授与式)と分析しながらも学問の根源的な意味を度々問うている。1987年度修士学位授与式では、20世紀の学問はそれまでの学問を積み重ねた土壌の上に開花していることを踏まえ、「極度に専門化、細分化された最先端を求めるのみでなく(中略)人類の将来のための学術の総合に寄与せねばならないことを諸君に強調したいのです」と述べている。

20世紀後半の学問が組織的なプロジェクト型研究で成果を上げ評価されてきた経緯にも触れ、「独創的な研究ということで何か急に生まれる画期的な成果のみを期待する傾向」(1988年度修士学位授与式)があることや、「社会全体に拡がっている最先端至上主義的な風潮」(1988年度卒業式)を危惧し、これらは京大だけでなく大学が共通して抱える問題だと指摘している。それゆえ、1988年度卒業式では「陽の当たるところに群がるな」という言葉を餞に贈り、卒業生を励ましている。

2. 井村裕夫総長

(在任期間 1991年12月16日～1997年12月15日)

大学審議会の答申を受け、1991年6月に法令が改正され大学設置基準は大幅に緩和された。一般教育と専門教育の科目区分が廃止され、自己点検・自己評価システムの導入なども新たに規定された。京大では、既存の研究科の改組と併せて複合領域にまたがる独立研究科を次々と設置し、大学院重点化政策も進めていく。

大学が転換期に直面していることを見据え、式辞では学問に対する基本姿勢を説く言葉が度々見られる。1992年度大学院入学式では、日本の学問が応用研究を重視してきた歴史を振り返り、「営々として学問の樹を育てる精神を学んでほしいと思います。決して成果だけを取り急いではなりません」と説き、基礎研究ただ乗り論など日本の研究に対する国内外の批判にも触れている。

学部教育については、1992年に総合人間学部を設置し翌年に教養部を廃止、四年一貫教育を開始した。法令の改正により、学士の称号は学位となり卒業式で渡す合格証書も「学位記」に変わった。変動の激しい社会を見据え「大樹の蔭に安住することなく、時代

が変革期であることを十分認識して、常に自己啓発を続けてください。また必要とあらば灼熱の大地を一人で歩む勇氣と気概を持って欲しい」(1994年度卒業式)と卒業生を励ましている。地下鉄サリン事件が発生した翌年の卒業式の式辞は、それまでとは様相を異にし「科学とは何か、あるいは“科学の精神”とは何かを問い直すべきである」と説いた上で、科学の本質について詳述している(1995年度卒業式)。

バブル崩壊後の社会における倫理の喪失や道德の崩壊に特に危機感を示すのも井村総長の式辞の特徴である。社会の様々な分野で活躍するであろう卒業生達に、いずれの道に進んでも「名利を求めず、保身に走らず、常に自分が正しいと思う道を歩んでください。」(1996年度卒業式)と述べ、人として高い倫理観を持ち続けるよう説いている。

1996年11月に首相直属の行政改革会議が設置され国立大学の設置形態を含めた組織の見直しが始まると、翌年3月の博士学位授与式では、大学の置かれた現状を「一方では学問の自由を守り、独創的な研究の育成につとめながら、他方では資源の有効活用を考え、社会の批判にも応えねばならないという難しい時代に直面しています」と述べている。

3. 長尾真総長

(在任期間 1997年12月16日～2003年12月15日)

1997年に入ると東大、京大の民営化論や独立行政法人化案も登場し、国立大学協会がそれらに反対の意思表示をするなど、大学改革をめぐる論議が一段と本格化する。長尾総長の式辞からは、京大の歴史や学風を意識しながら社会から期待される大学・学生像も念頭に置き、京大の進む方向を各種審議機関の報告や答申等を紹介しながら現実的に即して模索する姿勢が伺える。

1999年4月に国立大学の独立行政法人化について2003年度までに結論を得ることが閣議決定され、国立大学協会も事実上独立行政法人化に向けた具体的な準備を開始した。1998年度博士学位授与式では、「大衆化と技術化は大学にも押しよせ、教育と研究を飲み込んでゆこうとしております。そういった時

代に大学は何ができるのか、何をしなければならないのかは、我々大学人にとって死活の問題といってよいもの」と、社会の要求と大学教育・研究との狭間にあって「我々の存在理由を明確にしなければならない」と大学の置かれた状況へ危機感を示している。

2000年度入学式では、情報化社会の到来について「知っているということに特別な価値を認める時代ではなくなって来ており、そこから新しい知識を作り出すというところにこそ価値がある」と述べている。だからこそ、大学が教える知識と知識の利用法だけでなく「知識を使う人の意図にこそ最大の問題があり、今日これが社会において厳しく問われている」と私利私欲に走らず高い志を持って勉学に励むよう説いている。さらに「情報化時代は、人に物事を深く考える時間を与えないところに、大きな問題をもっているのです」(2000年度卒業式)とも指摘し、物事の本質を示す学問を応用し活用することで目の前の現象を深く考察し判断することが大切だと説いている。

2000年前後は行政改革の流れに大学改革の視点が加わって国立大学法人化の議論が進んでいく時期でもあり、国立大学に対する社会からの批判にも度々言及している。2000年度大学院入学式では「研究大学という性格をさらに明確にし、社会の期待に応える努力をしているのです」と述べ、大学院の体制強化を積極的に進め、多くの博士号取得者を世に送り出すことで京大としての社会的責任を果たしていこうとする姿も浮かび上がる。2003年度入学式の式辞では、国立大学法人化に向けて大学が準備を進めている様子も伺える。

今回紹介した言葉は式辞のごく一部に限られるが、大学改革の流れの中で、本質の探究という学問に対する基本姿勢を堅持しつつ、社会の批判にも耐えうる京大のあり方を模索し続ける総長の姿が伝わってくる。

参考文献：『京大広報』、『京都大学百年史』総説編、
『京都大学百年史』資料編三

敗戦直後の三高 – 転入生と転科生 –

京都大学大学文書館教授 西山 伸

敗戦直後の高等教育機関は、さまざまな混乱に直面した。軍関係学校や廃校になった外地などの諸学校に在学していた学生生徒の受入はその一つであっただろう。今回、大学文書館では企画展「敗戦から廃校まで－三高最後の年月－」の開催準備の過程で、第三高等学校に転入してきた軍学校や外地等の諸学校出身学生生徒数の調査を行った。同時期に実施された理科から文科への転科生についての調査と合わせて、本稿で報告する。

1. 日本陸海軍関係学校からの転入

ポツダム宣言受諾から間もない1945年8月28日、「陸海軍諸学校出身者及在学者等措置要綱」が閣議決定され、陸海軍諸学校の出身者および在学者で文部省管轄諸学校への転校、入学を希望する者には、学科試験を行わず、なおかつその他の一般学生と成績人物等が同等の場合は優先的に入学させることが方針として定められた（この閣議決定をはじめとした一連の関連施策の形成過程、および学校側の対応については白岩伸也の研究がある。「戦後初期における旧軍関係教育機関出身者への施策 – 「非軍事化」と「民主化」の動向とその射程に注目して－」（『日本の教育史学』第60集、2017年10月）、「旧軍関係教育機関出身者をめぐる中等・高等教育機関の対応：戦後初期における転入学措置の展開過程に注目して」（『筑波大学教育学系論集』第42集第1号、2017年10月））。

この措置に対しては、「特権の差別待遇」であるとして第二早稲田高等学院や京大などの学生生徒が反対の声を上げていた（『大学新聞』1945年11月11日付）。それだけでなく、京大の羽田亨総長も「軍隊精神ヲ強く植ツケ来レル学徒」を大学に入れることについて「当

局ノ専断ト不明驚クニ堪エタリ」と日記の中で強く批判し、来京した前田多門文相にもそのことを伝えていた。それに対して前田は「軍ノ解隊ニ伴ヒ軍当局ヨリ此ノ情勢下切望アリテカク取扱フコトニシタルナリ」と答えたという（京都大学大学文書館編『羽田亨日記』2019年、184頁）。この措置をめぐる軍と文部省の関係が垣間見られて興味深い。

それはともかく、閣議決定を受けて高等学校では軍学校からの転入学出願を10月1日から15日まで行い、口頭試問と身体検査によって転入学者を決定し、11月15日に転入学させることとなった（大学は翌年4月に受け入れ）。白岩によると第一高等学校では学科試験を行った可能性が高いというが、三高では残された資料を見る限り行われた形跡はない（『日誌 昭和二十年度』当館所蔵、識別番号：MP50194）。

三高では一体どこから何人受け入れたのか。大学文書館所蔵の三高生の学籍関係資料（未公開）を調べたところ、表1-1および表1-2のとおりとなった。これによると、1945年11月15日に三高に転入してきたのは合計94名、そのうち陸軍の学校からは陸軍予科士官学校の19名をはじめとして47名、海軍の学校からは海軍兵学校の33名をはじめとして同じく47名であった。また、転入先三高での文理別は文科50名、理科44名である。

実は、このときの受入数については文部省から示された基準があった。文部省からの通牒「陸海軍諸学校出身者及在学者等転入学生高等学校在学者ノ転科等ニ関スル件」（当館所蔵、識別番号：三高3-207）には受入にあたって各高等学校の臨時定員増加が通知されており、三高は文科50名、理科45名の合計

95名であった。つまり、三高は文部省からの指示に忠実に従って受け入れたことになる。なお、このときの志願者数は分からないので「倍率」は残念ながら不明である。

ところで、三高ではこれに先立ち軍関係学校からの転入を受け入れていた。それは、戦時中に三高に入学したのち軍関係学校に入ったため三高入学が取り消された者たちが対象で、軍関係学校がなくなったため三高への復校が許可されたのであった。1945年9月と10月に合計23名が受け入れられている（表1-1、1-2の*印）。これが三高独自の取り組みであったとは考えにくい、他の高等学校における事例は管見の限りでは不明である。

軍関係学校からの転入については、受入直後の11月16日の閣議決定で8月の決定時に

あった優先的入学の項目が削除され、次いで翌年2月の通牒では受入数を生徒総数の1割以内に制限するとされた。これを受けて以後の受入数は減少し、結局三高廃校までの期間で合計175名の受入が確認された。

2. 日本陸海軍関係以外の学校からの転入

敗戦で廃校になったのは軍関係の学校だけではない。植民地をはじめとしたいわゆる外地にあった学校や、内地にあった学校でも廃校となったところがあった。これらの学校で学んでいた学生生徒については、1945年11月19日に文部省から、陸海軍諸学校出身者・在学者と同様に取り扱うよう通知が出された。これを受けて、三高では最初の転入試験が12月23日に実施されている（前掲『日誌昭和二十年度』）。そして、おそらくこの試

表1-1 軍関係学校からの転入一覧（学校別）

	学校名	転入時期		転入先		時期別 人数	機関別合計	
		年	月	文科	理科			
陸軍	陸軍予科士官学校	1945	9	0	1	1	25	*
		1945	10	0	1	1		
		1945	11	12	7	19		
		1947	4	2	1	3		
		不明		0	1	1		
	陸軍士官学校	1945	11	3	3	6	8	
		1947	4	1	1	2		
	陸軍航空士官学校	1945	10	1	0	1	11	*
		1945	11	5	3	8		
		1947	4	0	2	2		
	陸軍経理学校予科	1945	11	3	3	6	8	
		1947	4	0	2	2		
	陸軍経理学校	1945	11	2	1	3	4	
		1947	4	0	1	1		
	陸軍幼年学校	1945	11	3	2	5	9	
		1947	4	3	1	4		
	陸軍計			35	30	65	65	
海軍	海軍兵学校予科	1945	11	1	0	1	6	
		1947	4	2	3	5		
	海軍兵学校	1945	9	2	8	10	71	*
		1945	11	10	23	33		
		1946	4	2	8	10		
		1947	4	7	9	16		
		不明		0	2	2		
	海軍経理学校予科	1945	11	0	1	1	2	
		1947	4	1	0	1		
	海軍経理学校	1945	9	0	10	10	31	*
		1945	11	11	1	12		
		1946	4	2	0	2		
		1947	4	1	6	7		
	海軍計			39	71	110	110	
総 計							175	

表1-2 軍関係学校からの転入一覧（転入時期別）

転入時期	人数	
1945年9月	21	*
1945年10月	2	
1945年11月	94	
1946年4月	12	
1947年4月	43	
不 明	3	
総 計	175	

験の合格者と思われる京城帝国大学予科からの転入者3名が1946年1月15日に入学している。

以後、確認できた範囲で1949年4月までに、表2にあるように合計90名が21の学校から三高に転入している。最も多いのが旅順高等学校からの19名、次いで旅順工科大学予科からの18名、京城帝国大学予科からの10名となっている。大半は外地にあった学校だが、神宮皇学館大学予科など国内の学校からの転入もあった。

表2 日本軍以外の学校からの転入一覧

学校名	転入先		計
	文科	理科	
京城帝国大学予科	5	5	10
京城帝国大学	0	1	1
台北高等学校	1	5	6
台北帝国大学予科	1	4	5
旅順工科大学予科	5	13	18
旅順工科大学	0	1	1
旅順高等学校	3	16	19
建国大学	5	0	5
新京工業大学	1	0	1
奉天工業大学	0	2	2
満洲医科大学予科	0	3	3
満洲医科大学	0	1	1
満洲国陸軍軍医学校予科	0	1	1
満洲国陸軍軍医学校	0	1	1
東亜同文書院予科	2	1	3
東亜同文書院附属専門部	1	0	1
東亜同文書院	2	0	2
北京大学	1	0	1
南洋学院	2	0	2
日華学院	1	0	1
神宮皇学館大学予科	6	0	6
合 計	36	54	90

3. 理科からの転科

従来文科・理科同数であった高等学校の入学定員が、戦時体制の深まりとともに1942年度から理系が多数となっていった。三高でも、1944年度は総数320名のうち理系が240名、1945年度は440名のうち320名と、七割以上が理科の生徒となった。敗戦後、この理科偏重の是正を図るため、理科から文科への転科が認められ、前記の陸海軍諸学校からの転入と同じ1945年11月15日に転科が実施された。それ以後も含めて確認できた転科者数は表3のとおりである。11月15日には91名が転科しているが、この中には裡乙から理甲へ転科した10名が含まれているから、文科への転科ということでは81名である。

このときの転科者数については、文部省から陸海軍諸学校からの受入の際定められた理科の臨時定員増加数以内に抑えるよう指示があった（前掲「陸海軍諸学校出身者及在学者等転入学生高等学校在学者ノ転科等ニ関スル件」）。これに従うならば、転科は45名でなければならなかったはずだが、実際にはこの数字を大幅に上回っている。理科からの転科については、三高は文部省の指示に従わなかったことになる。

表3 理科からの転科一覧

転科年月日			入学		入学時		転科先・人数	計
年	月	日	年	月				
1945	11	15	1943	4	理甲	→	文二甲3	3
			1944	4	理甲	→	文一甲2、文一丙1、文二甲14、文二乙12	29
					理乙	→	文二乙5	5
			1945	4	理甲	→	文一甲7、文一乙11、文一丙12	30
					理乙	→	文一甲2、文一乙6、文一丙6、理一甲10	24
1946	6	7	1944	4	理甲	→	文三甲1、文三乙1	2
			1945	4	理甲	→	文二乙2	2
					理乙	→	文二乙2	2
1947	4	21	1944	4	理甲	→	文三甲1、文三乙1	2
			1945	4	理甲	→	文二甲1、文二丙1、文三乙1	3
					理乙	→	文二乙1	1
1948	4	17	1944	4	理甲	→	文三乙1	1
			1945	4	理甲	→	文三丙1	1
1949	4	15	1945	4	理乙	→	文三乙1	1
合 計								106

戦時中理科に入学し、敗戦後に転科した生徒に限定した。

【日誌】(2020年4月～2020年9月)

2020 年		7/14	劇団京大創造座関係資料を公開。
4/ 1	オフィスアシスタント張賢雅採用。	7/14	阪倉篤太郎・篤義関係資料を公開。
4/15	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、閲覧室および歴史展示室を休室。	7/15	石橋克己氏より、京大合唱団関係資料を寄贈。
4/16	学内より、楽友会館の写真利用に関する照会。	7/21	NHKより、荒勝文策の写真使用に関する照会。
4/16	学外より、作田荘一に関する照会。	7/28	西山教授、2020 年度高大連携事業で「大学って何をするところ？ー京都大学の歴史を通じて考えるー」と題して講演（オンライン）。
4/17 ・20	大学文書館教員会議（持ち回り）。	7/31	本田博利氏より、学生運動関係資料を寄贈。
4/20	緊急事態宣言発出により勤務形態見直し。教員・事務補佐員・オフィスアシスタントの在宅勤務導入。	7/31	鈴木利章氏より、学生運動関係資料を寄贈。
4/30	『京都大学大学文書館だより』第 38 号刊行。	7/31	三重県総務部より、当館業務・施設視察のため来館。
5/15	京都新聞より、大学紛争期の京大を撮影した写真に関する取材。	8/ 4	読売新聞より、敗戦前後の三高の状況に関する照会。
5/21	福井県立こども歴史文化館より、写真使用に関する照会。	8/ 7	学外より、河合十太郎と園正造の写真使用に関する照会。
5/25	緊急事態宣言解除(21 日)にともない通常勤務に復帰。	8/ 7	朝日新聞より、戦時中の勤労働員に関する照会。
5/27	学外より、旧制高等学校の入学期変更に関する照会。	8/ 7	ドキュメンタリージャパンより、所蔵資料に関する照会。
6/ 3	東京理科大学近代科学資料館より、写真使用に関する照会。	8/10	大学一斉夏季休業のため休館
6/ 9	京都新聞より、総合原爆展の資料に関する照会。	- 8/11	
6/10	学外より、恩師の敗戦前後の経歴に関する照会。	8/13	森田れいこ氏より、森田雄平関係関係資料を寄贈。
6/11	学内より、1930 年代航空写真・正門写真等の使用に関する照会。	8/17	学外より、卒業生に関する照会。
6/11	西山教授、オープンキャンパスの代替となる動画で歴史展示室につき説明。	8/18	学外より、大正期の所蔵写真に関する照会。
6/15	なるほど科学体験館より、当館資料に関する照会。	8/20	学内より、宇治地区の歴史資料に関する照会。
6/22	新型コロナウイルス感染予防のため、事前予約制による閲覧室再開。	8/27	毎日新聞より、9 月開催の企画展の内容に関する取材。
6/24	毎日新聞より、花谷会館関係資料に関する照会。	8/27	大学文書館教員会議
6/24	西山教授、来学のファーストリテリング・柳井正会長に歴史展示室案内。	8/29	西山教授、京都アカデミアフォーラム in 丸の内主催高校生向け講座「京都で学ぶ」において「『大学のまち京都』の歴史」と題して講義（オンライン）。
6/25	大学文書館教員会議	8/31	京都新聞より、企画展の内容に関する取材。
7/ 3	当館停電のため、午前中の閲覧室休室。	8/31	オフィスアシスタント厩素妍退職。
7/ 7	学内より、附属図書館の写真使用に関する照会。	9/ 1	企画展「敗戦から廃校までー三高最後の年月ー」開催（～12月6日）
7/ 7	新型コロナウイルス感染予防策を講じて、歴史展示室を再開。	9/ 7	幸俊烈氏より、自衛隊宇治駐屯地所蔵写真を寄贈。
7/10	大石護氏より、大石純関係資料を寄贈。	9/14	産経新聞より、企画展の内容に関する取材。
7/14	稲浦鹿蔵関係資料を公開。	9/25	尼崎市立歴史博物館より、当館見学のため来館。
		9/28	大学文書館運営協議会。

人の動き (2020 年 4 月～9 月)

2020 年 4 月 1 日 橋本陽、大学文書館助教に着任。

京都帝国大学と第三高等学校の感染症対策

京都大学大学文書館助教 橋本 陽

新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、過去に蔓延した感染症についても注目されるようになった。その中の一つがスペイン風邪である。

スペイン風邪には1918年から20年にかけて3度の流行期があった。当時の日本で流行性感冒と呼ばれたスペイン風邪は、今日と同じように社会全体に大きな影響を与えたはずであるが、インターネットがなくオンライン講義など思いもよらなかった時代に、教育機関はどのような対策を講じたのだろうか。当館が関連資料を保管する京都帝国大学(以下、京都帝大)と第三高等学校(以下、三高)の事例について紹介したい。

1918年にスペイン風邪が大流行すると、その年の10月に文部省から各帝大に向けて衛生に関する講話の実施や登校の禁止といった対策の要請が行われた。さらには修学旅行、遠足および運動会などで多数の患者が見られることから人が集まる出来事について注意を喚起している。

京都帝大は、対策として11月には学内に次のような掲示を掲げた。夜間の外出を避け過激な運動をやめ、身体を乾燥した温暖な状態に保持すること、罹患者は伝染を防ぐため多人数が集まる場所に出席しないこと、罹患者の見舞いに行かないことである(『学内達示書類』、識別番号：01A00246)。続いて、11月5日から11日までの7日間の授業休止を決定した(『評議会議事録』、識別番号：01A00622)。7日間のみに留めた背景には、医科大学(現、医学部)教授で衛生学の専門家であった戸田正三の判断があった。

戸田は、11月9日に学生と看護婦(当時の表現)の寄宿舎を調査し、感染者の増加状況とその収束の予測を含めた報告書を作成した。彼は、罹患者は60%、免疫期に入った者は30%に達しており、非罹患者は残り10%に過ぎないと考え、12日より大学の開講

が可能であると判断した(『文部省内訓例規書類』、識別番号：01A00326)。11日に戸田は大学の評議会で報告し、審議の結果、翌12日からの授業再開の決定が下された(前掲、『評議会議事録』)。

翌1919年になると、文部省は、呼吸保護器(マスク)、うがい、予防注射による感染予防策の推奨、年末には冬季休業における学生の過ごし方について注意の喚起を行う(前掲、『文部省内訓例規書類』)が、京都帝大が積極的に対応したことを示す文書は残されていない。

かたや、三高においては、1918年の10月から11月までに357名の生徒が欠席し、感染者は270～80名に上ると推定された。寄宿舎における発熱者の隔離、校内全体の清掃、11月4日から13日までの授業休止といった対応策が取られた(『文部大臣官房往復書類』、識別番号：三高-1-4159)。

同月の病死者にはスペイン風邪が死因と診断された学生もあり、その父親から三高宛に書かれた書簡も残されている。死亡した学生は脚気を患い郷里に戻り療養していたが、その状態でスペイン風邪に感染してしまった。恐らく病気の併発もあって亡くなってしまったのだろう(『諸向往復書類』、識別番号：三高-1-4204)。

1919年以降も文部省から感染予防に注意するよう文書が送られてきたのに対し、京都帝大と同じように三高もまた休校などの積極的な措置を取らなかった。1920年に三高の校長であった折田彦市がスペイン風邪で亡くなるという悲劇があったものの、死者数が目立って増えたという記録もないため、両校ともに通年通りの学校運営で問題ないと判断したのだろう。スペイン風邪の影響は、新型コロナウイルスと異なり、教育に大きな支障をきたすまでには至らなかったのだと考えられる。